

犬山市感震ブレーカー設置費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、大規模地震発生時における住家からの出火及び延焼による被害の減少並びに自助による市民の防災力の向上を目的として感震ブレーカーを設置する者に対して交付する犬山市感震ブレーカー設置費補助金（以下「補助金」という。）について、犬山市補助金等交付規則（昭和56年規則第10号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「感震ブレーカー」とは、地震発生時において、一定以上の揺れを感知して自動的に通電を遮断する機具であって、感震ブレーカー等の性能評価ガイドライン（内閣府）に定める性能評価に基づく一般社団法人日本配線システム工業会又は一般社団法人日本消防設備安全センターの認証を有するもの又はこれと同等の機能を有すると認められるものをいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付対象となる者は、市内において自らが所有し、又は居住する住宅に感震ブレーカーを設置した個人であって、犬山市税条例（昭和29年条例第17号）第3条に規定する市税及び犬山市国民健康保険条例（昭和36年条例第19号）第7条に規定する国民健康保険税の滞納がないものとする。

(補助金の額等)

第4条 補助金の額は、感震ブレーカーの購入及び設置に要する費用の2分の1に相当する額とし、10,000円を限度とする。ただし、その額に100円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

2 補助金の交付は、1世帯につき1回に限る。

(交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、感震ブレーカーの設置

後、当該設置した日の属する年度の末日までに犬山市感震ブレーカー設置費補助金交付申請書兼請求書（様式第1）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 感震ブレーカーの購入及び設置に係る費用の領収書の写し
- (2) 感震ブレーカーの設置状態を明らかにする写真
- (3) その他市長が必要と認める書類
(交付決定)

第6条 市長は、前条の申請を受けたときは、速やかにその内容を審査し、犬山市感震ブレーカー設置費補助金交付・不交付決定通知書（様式第2）により当該申請をした者に通知するものとする。
(補助金の交付)

第7条 前条の場合において、市長は、補助金の交付を決定したときは、速やかに補助金を交付するものとする。
(免責)

第8条 補助金の交付を受けて感震ブレーカーを設置した住宅について、地震の発生等による被害が発生した場合においても、市はその責を負わない。
(雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和元年6月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、この要綱による改正前の様式による用紙で、現に残存するものは、当分の間、その改正後の様式とみなして使用することができる。

附 則

- 1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、この要綱による改正前の様式による用紙

で、現に残存するものは、当分の間、その改正後の様式とみなして使用することができる。

附 則

- 1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 改正後の犬山市感震ブレーカー設置費補助金交付要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に設置する感震ブレーカー（犬山市感震ブレーカー設置費補助金交付要綱第2条に規定する感震ブレーカーをいう。以下同じ。）について適用し、同日前に設置する感震ブレーカーについては、なお従前の例による。